○東北地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
福島県耶麻郡西会津町野沢字下條乙三四九番一七から同町野沢字下條乙一九六九番三七まで	前	四一・五〇～六〇・三〇メートル	
	後	三〇・一〇～八三・一〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十五号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号及び百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
南陽市鍋田字前田三一九三四番七から同市赤湯字月ノ木山二八二九番二まで	前　A	一二・四三～九〇・八四メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B	一一・二〇～九〇・八四キロメートル	
	後　A	三・六七八	
	後　B・C	一一・三七～二一・四二	
		一・六五五	
		一〇・二〇～九七・一〇	
		五・一三一	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都足立区千住橋戸町四六番三二地先から同区千住橋戸町四四番一まで	前	三七・四七～五四・四四メートル
	後	三七・四七～六一・四八キロメートル
		〇・〇三三

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十号東京都市計画道路事業補助線街路第十一号線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千三百九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十三号線

三　事業施行期間　自平成三年六月二十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市平田二丁目二〇〇番一九から同市平田二丁目一五四番二まで	前	八〇・七〇～一五四・六一メートル
	後	八〇・五五～二三七・二〇キロメートル
		〇・〇六四
松戸市三矢小台一丁目一〇番五から市川市北国分一丁目二四五三番二まで	前	八八・〇三～一〇四・〇二
	後	九一・七六～一一八・三七
		〇・〇四三
市川市田尻五丁目二七六番一から同市田尻五丁目二五五番一まで	前	六一・九〇～七三・六七
	後	六一・九〇～八二・八三
		〇・一一七

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘